

議会活性化特別委員会設置に関する決議

下記のとおり議会活性化特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名 称 議会活性化特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第109条第1項及び粕屋町議会委員会条例第5条
3. 目 的 議会の活性化によって、町民に信頼され魅力ある開かれた議会を目指すため。
4. 委員の定数 15人（議長を除く）
5. 設置の期間 令和3年5月12日から調査終了まで